

平成 13 年 1 月

令和元年 5 月

通信傍受に関する事務の手引

最高裁判所事務総局刑事局

通信傍受に関する事務の手引

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律においては、傍受令状請求に関する手続のほか、傍受の原記録の提出、傍受実施状況報告書の提出及び事後審査、傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する手続等に関する規定が設けられ、裁判所において行う事務にも様々なものがある。そこで、同法の施行に当たり、裁判所におけるこれらの手続の実際と、その際に特に留意すべき事項を取りまとめて参考に供することとした（平成13年1月）。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律においては、暗号技術等を活用することにより立会人なしでの傍受の実施の方法が認められ、その際、裁判所が暗号鍵を作成して通信事業者等及び捜査機関に提供することとされた。そこで、改正法の施行に伴い、関連する手続を追記するなどの改訂を行った（令和元年5月）。

凡　例

《法規》

法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）
規則	犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）
刑訴法	刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）
刑訴規則	刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）
民訴法	民事訴訟法（平成8年法律第109号）
原記録取扱規程	傍受の原記録等の取扱いに関する規程（平成12年最高裁判所規程第7号）

《通達・事務連絡》

原記録通達	平成12年7月27日付け最高裁総三第79号事務総長通達 「傍受の原記録等の取扱いに関する規程の運用について」
変換符号等通達	平成31年4月18日付け最高裁刑二第307号刑事局長通達 「変換符号等の作成及び提供に関する事務の取扱いについて」
変換符号等事務連絡	平成31年4月18日付け刑事局第二課長事務連絡「変換符号等の作成及び提供に関する地方裁判所及び高等裁判所における事務の取扱いについて」
受付分配通達	平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」
押収物等通達	平成7年4月28日最高裁総三第24号事務総長通達「押収物

	等取扱規程の運用について」
送付保存通達	平成4年9月4日付け最高裁総三第36号総務局長通達「刑事事件記録等の事件終結後の送付及び保存に関する事務の取扱いについて」
保管記録編成通達	平成12年8月14日付け最高裁総三第85号総務局長、刑事局長通達「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律及び同規則の施行に伴い提出される事件関係書類等の編成について」
原記録保管通知通達	平成12年8月14日付け最高裁総三第88号総務局長、刑事局長通達「傍受の原記録の保管に関する通知について」

《文献》

法の解説	刑事裁判資料第292号 「「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」, 「刑事訴訟規則及び不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部を改正する規則」及び「刑事訴訟規則等の一部を改正する規則」の解説」
------	--

通信傍受に関する事務の手引

第1章 傍受令状の請求等の手続

第1章 傍受令状の請求等の手続	
第1節 傍受令状請求に伴う事務（法3、4）	1
1 受付	1
2 傍受令状の準備及び裁判官への提出	2
3 傍受令状を発付する場合	4
4 変換符号等の作成・提供に伴う事務	5
5 傍受令状請求を却下する場合	5
6 傍受令状請求が撤回された場合	5
7 傍受令状が返還された場合	6
第2節 変換符号等の作成・提供に伴う事務（法9）	7
1 機器等の管理者の準備	7
2 令状担当書記官等の準備	7
3 変換符号等の作成	8
4 対応変換符号の引継ぎ（法23条1項の許可があった場合のみ）	9
5 変換符号等の提供	9
6 機器等の管理者への受領書の送付	9
7 変換符号等作成装置の返却	9
8 管理票及び受領書の整理	10
第3節 対応変換符号（法9②ハ）の保管	11
1 対応変換符号の引継ぎを受けた際の事務	11
2 保管	11
3 整理票の整理	12
第4節 傍受ができる期間の延長請求に伴う事務（法7、規則6、7）	13
1 受付	13
2 裁判官への提出	13

3 延長の裁判をする場合.....	13
4 延長請求を却下する場合.....	14
第2章 通信傍受の記録等	
第5 傍受の原記録の提出に伴う事務.....	16
1 受付.....	16
2 受入れ.....	16
3 保管.....	18
4 整理票の整理.....	19
第6 提供用鍵媒体の返還に伴う事務.....	20
1 令状担当書記官等の確認事項.....	20
2 機器等の管理者への返却.....	20
3 変換符号等の消去.....	20
4 消去後の鍵用記録媒体（U S B トークン）の管理	20
5 受領書の整理.....	20
第7 傍受実施状況書の提出及び事後審査に伴う事務（法27, 28, 規則11）	21
1 受付.....	21
2 事後審査の要否の判断.....	21
3 事後審査をする必要がない場合.....	21
4 事後審査をする必要がある場合.....	21
(1) 事後審査の準備	21
(2) 事実の取調べ, 判断.....	22
(3) 傍受の処分を取り消す場合.....	22
(4) 傍受の処分を取り消さない場合	23
(5) 疎明資料の返還	23
5 記録編成.....	23
6 他犯罪通信該当書の提出を受けた場合	23

第8	通信の記録消去の通知に伴う事務（規則12）	25
1	受付	25
2	裁判官への報告	25
3	記録編成	25
第9	通信の当事者へ通知をした旨の原記録保管裁判官への通知を受けた場合の事務（法30, 規則13）	26
1	受付	26
2	原記録保管裁判官への報告	26
3	記録編成	26
第10	通信の当事者に対する通知をすべき期間の延長請求に伴う事務（法30Ⅱただし書, 規則14）	27
1	受付	27
2	裁判官への提出	27
3	延長の裁判をする場合	27
4	延長の請求を却下する場合	27
5	結果の記載	27
6	記録編成	28
第11	傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務（法32, 規則15, 16）	29
1	受付	29
2	資格の確認等	29
3	原記録保管裁判官への提出	30
4	傍受の原記録の仮出し	30
5	傍受の原記録の調査	31
6	傍受の原記録の聴取等を許可する場合	31
7	傍受の原記録の聴取等許可請求を却下する場合	33
8	疎明資料等の返還	33

9 記録編成	33
第12 公判部における傍受記録の聴取及び閲覧等に関する事務	34
1 法31条に基づく場合	34
(1) 受付	34
(2) 資格の確認	34
(3) 準備	34
(4) 傍受記録の聴取又は閲覧の実施	35
(5) 傍受記録の複製の作成及び交付	35
(6) 傍受記録の返還	35
(7) 記録編成	35
2 刑訴法に基づく場合	35
(1) 受付（記録係）	35
(2) 閲覧等の許否の手続	36
(3) 準備	36
(4) 閲覧等の実施	36
(5) 傍受記録の返還	36
(6) 記録編成	36
第13 公判部において保管する傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務 ..	37
1 法32条に基づく場合	37
(1) 受付等	37
(2) 原記録保管裁判官への提出	37
(3) 受訴裁判所からの傍受の原記録の返還	37
(4) 傍受の原記録の調査、傍受の原記録の聴取等を許可する場合、許可請求を却下する場合	38
(5) 受訴裁判所への傍受の原記録等の再交付又は再送付等	38
(6) 記録編成	38

2	刑訴法に基づく場合	38
第14	不服申立て（準抗告）に伴う事務（法33）	39
1	受付	39
2	原記録保管裁判官への通知	39
3	関係書類等の取り寄せ	39
4	相手方への通知	39
5	裁判官への提出	39
6	執行停止に関する裁判	40
7	不服申立てに対する裁判	40
8	関係書類等の返還	40
9	記録編成	40
10	原裁判官等への結果の通知	41
第15	付審判請求事件に伴う事務（法37）	42
1	受付	42
2	被疑者への通知	42
3	付審判決定をする場合	42
4	請求を棄却する場合	42
5	請求が取り下げられた場合	42
6	結果の記載	43
7	原記録保管裁判官への通知	43
第16	傍受の原記録の保管期間に関する通知に伴う事務（規則17）	44
1	受付	44
2	裁判官への記録の提出	45
3	整理票への記入	45
4	記録編成	45
第17	傍受の原記録の保管期間の延長に関する事務（法34Ⅱ）	46

1	端緒	46
2	保管期間を延長する場合	46
3	保管期間を延長しない場合	46
第18	傍受の原記録の保管期間満了に伴う事務	47
1	傍受の原記録の保管期間の調査	47
2	原記録保管裁判官の指示等	47
3	傍受の原記録等の受領	48
4	傍受の原記録等の廃棄	48
5	整理票の整理	48
6	保管記録の保存	49

様式例

- 様式例 1－1 傍受令状請求書（甲）
- 様式例 1－2 傍受令状請求書（乙）
- 様式例 1－3 傍受令状請求書（丙）
- 様式例 2－1 傍受令状
- 様式例 2－2 傍受令状（法20条1項の許可）
- 様式例 2－3 傍受令状（法23条1項の許可）
- 様式例 3 傍受期間延長請求書
- 様式例 4 記録媒体提出書
- 様式例 5－1 傍受実施状況書（甲）
- 様式例 5－2 傍受実施状況書（乙）
- 様式例 6 通信の傍受又は再生の処分の取消決定
- 様式例 7 他犯罪通信該当書
- 様式例 8 通信記録消去通知書
- 様式例 9 通信当事者に対する通知に関する通知書
- 様式例 10 通知期間延長請求書
- 様式例 11 通知期間延長決定
- 様式例 12 通知期間延長請求却下決定
- 様式例 13 傍受の原記録聴取等請求書
- 様式例 14 傍受の原記録聴取許可決定
- 様式例 15 傍受の原記録聴取許可請求却下決定
- 様式例 16 傍受の原記録の保管に関する通知書
- 様式例 17 傍受の原記録の保管に関する通知書
- 様式例 18 傍受の原記録の保管に関する通知書
- 様式例 19 傍受の原記録の保管期間延長決定

第1章 傍受令状の請求等の手続

第1 傍受令状請求に伴う事務（法3、4）

1 受付

- (1) 傍受令状請求書（規則3）に受付日付印を押す^{*1}。

* 傍受令状請求書（甲）【様式例1-1】は、傍受の実施の際に常時立会人を立ち会わせ、通信が行われたときにリアルタイムでその内容の聴取等をする従来型の方式で傍受令状請求をする場合、傍受令状請求書（乙）【様式例1-2】は法20条1項の許可の請求をする場合、傍受令状請求書（丙）【様式例1-3】は法23条1項の許可の請求をする場合に用いられる。

- (2) 令状請求事件簿に登載する（事件符号（む））。
- (3) 請求書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印する。

【確認事項】

- ① 請求権者（法4、規則2）

検察官（検事総長が指定する検事）又は司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官、厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官）

- ② 請求先（法4、規則18、刑訴規則299Ⅰ）

請求者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官やむを得ない事情があるときは、最寄りの地方裁判所の裁判官

- ③ 形式的記載事項（規則18、刑訴規則58Ⅰ、60の2Ⅱ）

作成年月日、請求者の所属官公署、請求者の署名押印（記名押印）

*1 任意の補正 請求書に明らかな過誤又は欠点がある場合には、請求者に任意の補正を促す（受付分配通達記第2の2(2)）。

C) ④ 請求書の記載要件（規則3）

- * 再請求の場合は、「請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったこと」（規則3I⑩）の記載を要する。
- * 法20条1項の許可の請求をするときは、「その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項」（規則3I⑪）の記載を要する。
- * 法20条1項の許可の請求をする際に、法5条4項後段の申立てをするときは、「当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所」（規則3I⑤）の記載を要する。
- * 法23条1項の許可の請求をするときは、「その旨及びその理由並びに通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項^{*2}」（規則3I⑫）の記載を要する。

C) ⑤ 疎明資料の提供（規則4）

- * 法4条3項の請求の相当性の判断資料等については、法の解説の5条3項部分（406頁以下）を参照。

2 傍受令状の準備及び裁判官への提出

- (1) 以下のとおり、傍受令状請求書に対応する傍受令状用紙に所要の事項を記載し、請求書及び疏明資料とともに裁判官へ提出する。

傍受令状請求書（甲）・・・【様式例2-1】

傍受令状請求書（乙）・・・【様式例2-2】

傍受令状請求書（丙）・・・【様式例2-3】

ア 傍受令状の作成

*2 具体的には、「装置番号（コンピュータ名）BJ-TH0000XXX」等との記載が想定される。

① 傍受令状の記載事項（法6、規則5）

* 法23条1項の許可をするときは、「傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機を特定するに足りる事項」（規則5③）の記載を要する。

② 傍受ができる期間（法5Ⅰ）

原則として10日以内

傍受の実施の開始^{*3}から傍受の実施の終了^{*1}までをいう。

③ 傍受令状の有効期間（規則18、刑訴規則300）

原則として7日

イ 事実の取調べ

決定をするについて必要がある場合には、事実の取調べができるから（法38、刑訴法43Ⅲ），傍受令状請求者の陳述や書類その他の物の提示を求めることができる。

ウ 要件の有無の審査（法3、8）

傍受令状発付の要件たる事項

① 法3条1項各号のいずれかに該当すること。

② ①の犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況があること。

③ 他の方法によっては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であること。

④a. 傍受の実施の対象とすべき通信手段が、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの（犯人による犯罪関連通信に用

*3 通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができる状態で通信の状況を監視することをいう（法5Ⅱ）。なお、法20条1項又は法23条1項の場合の解説として、法の解説の20条1項後段部分（430頁）及び23条1項前段部分（464頁）を参照。

*4 傍受の実施を最終的にやめることをいう。

いられる疑いがないと認められるものを除く。) であること。

b. 傍受の実施の対象とすべき通信手段が、犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものであること。

⑤ 当該請求に係る被疑事実に前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれる場合において、同一の通信手段について、更に傍受をすることを必要とする特別の事情が認められること。

エ 法 20 条 1 項の許可又は法 23 条 1 項の許可の請求があった場合の審査
当該請求を相当と認めるときは、当該請求に係る許可をすることとなる^{*5*6}。

3 傍受令状を発付する場合

(1) 傍受令状の記載要件（法 6、規則 5 等）の確認

特に裁判官の記名押印、裁判所名及び契印（訂正箇所がある場合には訂正印）を確認する。

* 傍受令状の様式に取り違えがないか確認する。

(2) 傍受令状の交付

傍受令状を請求者へ交付する（変換符号等の提供を行う場合は、傍受令状

*5 法の解説の5条3項部分（404頁以下）によると、法20条1項の許可の請求がなされた場合の相当性の判断について、「通信管理者等が実際に通信の暗号化及び一時的保存に用いようとする機器の機能等の技術的措置の内容や、一時的保存をされた暗号化信号を記録する記録媒体の管理の方法等が、通信傍受の実施の適性を担保する上で十分なものであるかという観点から、相当性の判断がなされるものと考えられる。」とされ、法23条1項の許可の請求がなされた場合の相当性の判断について、「検査機関が特定電子計算機として用いようとする機器の機能等を含め、検査機関が実際に講じようとする技術的措置等が、立会人による立会いや記録媒体の封印に代わって通信傍受の実施の適正を担保するのに十分なものであるかという観点から、相当性の判断がなされるものと考えられる。」とされている。

*6 法 5 条 4 項後段の申立てがあった場合、その相当性の判断の際に考慮され得る事情の具体

を交付する際に、第2の2(3)の専用封筒に入れて交付する)。

(3) 関係書類の返還

令状請求事件簿に請求者の受領印を受けた上、疎明資料を請求者に返還する。

4 変換符号等の作成・提供に伴う事務

第2のとおり

5 傍受令状請求を却下する場合

(1) 裁判書の記載等（規則18、刑訴規則140）

傍受令状請求書の余白に次のように記載し、裁判官の記名押印を受ける。

本件請求を却下する。

理由.....

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

裁判官 印

(2) 令状請求事件簿への記載

令状請求事件簿の「結果」欄の「発付」の文字を抹消し、「却下」と記載する。

(3) 関係書類の返還

3(3)と同じ。

6 傍受令状請求が撤回された場合

(1) 令状請求事件簿への記載

令状請求事件簿の「結果」欄の「発付」の文字を抹消し、「撤回」と記載する。

(2) 関係書類の返還

例については法の解説409頁以下を参照。

3(3)に同じ。

7 傍受令状が返還された場合

(1) 当該傍受令状に受付日付印を押し、認印する。

(2) 令状請求事件簿への記載

当該傍受令状請求を登載した項の「備考」欄に「○月○日返還」と記載する。

(3) 返還された傍受令状を返還令状つづりへつづり込む。

●)

●)

第2 変換符号等の作成・提供に伴う事務（法9）

1 機器等の管理者⁷の準備

機器等の管理者は、法20条1項又は法23条1項の許可の請求がある場合は、以下の準備を行う。

- (1) 変換符号等作成装置の起動確認（変換符号等事務連絡記第1の2(1)）
- (2) 必要な個数の鍵用記録媒体（USBトークン）の確認（変換符号等事務連絡記第1の2(1)）
 - * 法20条1項の許可があった令状請求事件1件につき2個
 - * 法23条1項の許可があった令状請求事件1件につき3個
- (3) 管理票に鍵用記録媒体の貸出日時及び媒体番号を記載する（変換符号等事務連絡記第1の4）。

管理票は、貸出日時順に、バインダーにとじて整理する（変換符号等事務連絡記第1の5）。

2 令状担当書記官等⁸の準備

令状担当書記官等は、3から6までの事務を行うに当たり、以下の準備を行う。

- (1) 変換符号等作成装置の借受け
- (2) 鍵用記録媒体の借受け
管理票に受領印を押印して借り受ける。
- (3) 専用封筒の準備（変換符号等事務連絡記第2の1参照）
 - * 法20条1項の許可があった場合は（暗）、（復）と記載のあるもの
 - * 法23条1項の許可があった場合は（送）、（特）、（傍）と記載のあるもの

*7 変換符号等通達記第2の1(1)の変換符号等作成装置等を管理する者をいう。

*8 変換符号等事務連絡記第1の4の令状事務を担当する裁判所書記官その他の裁判所の職員をいう。

* 事件番号の記入に当たり、「（事件符号省略）」と記載がある場合は、「（む）」の記載に代えて「—（ハイフン）」とする。

(4) 受領書書式の準備（変換符号等事務連絡記第2の3）

* 法20条1項の許可があった場合は変換符号等事務連絡別紙様式第7

* 法23条1項の許可があった場合は変換符号等事務連絡別紙様式第8

* 太枠部分に事件番号及び媒体番号を記載する。

3 変換符号等の作成

変換符号等作成装置に鍵用記録媒体（USBトークン）を接続して、鍵媒体を作製する（変換符号等通達記第1の3、変換符号等事務連絡記第2）。

(1) 法20条1項の許可があった場合

ア 暗号化用鍵媒体を作製し、**暗**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。

イ 復号用鍵媒体を作製し、**復**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。

ウ ア及びイの封筒をのり付けして封じ、封じ目に認印を押す。

(2) 法23条1項の許可があった場合

ア 送信装置用鍵媒体を作製し、**送**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。

イ 特定電子計算機用鍵媒体を作製し、**特**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する。

ウ ア及びイの封筒をのり付けして封じ、アの封筒の封じ目に認印を押す。

エ 保管用鍵媒体（変換符号等作成装置においては、「傍受の原記録聴取等装置」と表示される。）を作製し、**傍**と表示の封筒に媒体番号を記入の上、封入する（のり付けはしない）。

4 対応変換符号の引継ぎ（法23条1項の許可があった場合のみ）

- (1) 係書記官^{*9}に⑮と表示の封筒ごと保管用鍵媒体を引き継ぎ、受領書書式（変換符号等事務連絡別紙様式第8）の裁判所使用欄の二重枠部分に媒体番号及び引継日を記入する。
- (2) 引継後の保管事務については、第3のとおり

5 変換符号等の提供

- (1) 法20条1項の許可があった場合

ア ⑯、⑰とそれぞれ表示の各封筒に入れた提供用鍵媒体を請求者に交付し、受領書（変換符号等事務連絡別紙様式7）の提出を受ける。
イ 令状請求事件簿の備考欄に「20条」と記載する（変換符号等事務連絡記第3の3）。

- (2) 法23条1項の許可があった場合

ア ⑯、⑰とそれぞれ表示の各封筒に入れた提供用鍵媒体を請求者に交付し、受領書の提出を受ける。
イ 令状請求事件簿の備考欄に「23条」と記載する（変換符号等事務連絡記第3の3）。

6 機器等の管理者への受領書の送付

請求者から提出を受けた受領書を、機器等の管理者に送付する（変換符号等事務連絡記第3の4）。

7 変換符号等作成装置の返却

- (1) 令状担当書記官等は、鍵媒体の作製を終えたときは、変換符号等作成装置を機器等の管理者に返却する（変換符号等事務連絡記第2の5）。
- (2) 機器等の管理者は、適宜の時期に、変換符号等作成装置の機能により、変換符号等のバックアップデータを作成し、DVD-R等に複製して保存する（変

*9 原記録取扱規程3条の原記録保管裁判官の下に配置された裁判所書記官をいう。

換符号等事務連絡記第 1 の 6)。

8 管理票及び受領書の整理

機器等の管理者は、令状担当書記官等から送付を受けた受領書を、これに対応する管理票の直後につづり込む（変換符号等事務連絡記第 1 の 5）。



第3 対応変換符号（法9②ハ）の保管

1 対応変換符号の引継ぎを受けた際の事務

(1) 整理票の作成

ア 係書記官は、対応変換符号（法9②ハ）の引継ぎを受けたときは、傍受と表示された専用封筒記載の媒体番号と中身の保管用鍵媒体の媒体番号が同一であることを確認の上、傍受の原記録等整理票（以下「整理票」という。）を作成する（原記録取扱規程6Ⅱ、原記録通達記第1の1）。

イ 係書記官は、整理票に引継ぎを受けた年月日を記載した上、係書記官印欄に押印する。

(2) 主任書記官の認印

係書記官は、専用封筒に入れた保管用鍵媒体及び整理票を主任書記官に提出し、整理票の所定の箇所に主任書記官の認印を受ける（原記録通達記第1の5）。

(3) 保管物主任官への送付

係書記官は、(2)の手続を終えた後、専用封筒に入れた保管用鍵媒体及び整理票を保管物主任官に送付する（原記録取扱規程6Ⅱ）。

2 保管

(1) 保管物主任官は、専用封筒に入れた保管用鍵媒体及び整理票の送付を受けたときは、保管用鍵媒体の媒体番号、種類（記載例：「USBトークン（対応変換符号）」）を確認し、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載する（原記録取扱規程6Ⅱ、原記録通達記第2の1、第2の2。）^{*10}。

(2) 保管物主任官は、係書記官から送付を受けた整理票に受領年月日及び傍受の原記録等原簿の進行番号を記載して押印した上、これを係書記官に返還し

*10 傍受の原記録等原簿は、傍受の原記録1通ごと又は保管用鍵媒体1個ごとに1欄を使用して記載し、司法年度ごとに更新する。

(原記録通達記第2の3)、専用封筒に傍受の原記録等原簿の進行番号を記載する。

- (3) 保管物主任官は、専用封筒に入れた保管用鍵媒体を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区分して、かつ、施錠のできる保管庫等に保管する（原記録取扱規程7Ⅲ）。

3 整理票の整理

係書記官は、保管物主任官から整理票の返還を受けたときは、受領年月日及び進行番号の記載並びに保管物主任官の認印を確認した上、バインダーにとじて保管する^{*11}。

*11 整理票は、傍受の原記録の保管期間中及び保管期間満了後に区分した上、傍受令状請求事件番号の順又は傍受の原記録の提出の順（最初に提出されたものを基準とする）にとじて保管するが（原記録通達記第6の1(1)）、傍受の原記録が提出されるまでの間は、例えば、別のバインダーに傍受令状請求事件番号の順にとじて保管しておくなど、適宜の方法によって差し支えない。

第4 傍受ができる期間の延長請求に伴う事務（法7、規則6、7）

1 受付

- (1) 傍受期間延長請求書（法7I、規則6II）【様式例3】に受付日付印を押す。
- (2) 令状請求事件簿に登載する（事件符号（む））。
- (3) 請求書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印する。
- (4) 疎明資料の一部として提出された傍受実施状況書^{*12}について、第7の事務を行う。

【確認事項】（傍受令状請求と同様。第1の1参照）

① 請求権者

検察官又は司法警察員（法7I、4I）

② 請求先

地方裁判所の裁判官（法7I）

③ 形式的記載事項

④ 請求書の記載要件（規則6II）

延長を必要とする事由及び延長を求める期間

⑤ 傍受令状の差し出し、疎明資料の提供（規則6III）

2 裁判官への提出

請求書、疎明資料、傍受令状を裁判官へ提出する。

3 延長の裁判をする場合

- (1) 傍受令状の裏面に所要の事項を記載し裁判官の押印を受ける^{*13}。

*12 法27条1項及び2項並びに28条1項及び2項の傍受の実施の状況を記載した書面をいう。

「傍受実施状況報告書」の標題の場合もある。

*13 3回目以降の延長請求の場合においては、傍受令状用紙の裏面をコピーし、「傍受の実

○ 延長することができる期間（法7Ⅰ）

10日以内

（傍受ができる期間は、通じて30日を超えることができない。）

(2) 書記官は、傍受令状の裏面に交付年月日を記載し、記名押印する（規則7Ⅱ）。

(3) 傍受令状、請求書、疎明資料（傍受実施状況書を除く。）を請求者へ交付し（規則7Ⅰ、Ⅲ、刑訴規則141），令状請求事件簿に受領印を受ける。

(4) 傍受実施状況書は、第7の事務を終えた後、係書記官に送付し、係書記官は、通信傍受に関する保管記録（以下「保管記録」という。）につづり込む（保管記録編成通達記2(1)）。

4 延長請求を却下する場合

(1) 傍受期間延長請求書の余白に次のように記載し、裁判官の押印を受ける（規則7Ⅲ、刑訴規則140）。

本件請求を却下する。

理由.....

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○ 印

(2) 令状請求事件簿の「結果」欄の「発付」の文字を抹消し、「却下」と記載する。

(3) 令状請求事件簿に受領印を受けた上、傍受期間延長請求書、傍受令状及び疎明資料（傍受実施状況書を除く。）を請求者に返還する（規則7Ⅲ、刑訴

施の方法」欄、「傍受の実施に関する条件」欄、「傍受の処分に着手した年月日時」欄、「傍受の実施を終了した年月日時」欄を抹消し、「傍受ができる期間の延長」欄に必要事項を記載して、傍受令状の末尾に添付した上、裁判官が契印する。

規則 141)。傍受実施状況書については 3(4)と同じ。

(●)

(●)

第2章 通信傍受の記録等

第5 傍受の原記録の提出に伴う事務

1 受付

- (1) 捜査機関から、記録媒体、記録媒体提出書^{*14}【様式例4】及び傍受令状の写し^{*15}が提出される。
- (2) 記録媒体提出書に受付日付印を押す。
- (3) 提出者が持参する帳簿の「受領印」欄に受付日付印を押す。

2 受入れ

- (1) 整理票の作成

ア 係書記官は、記録媒体提出書と対照調査して、記録媒体の種類及び数量等を確認する。

当該傍受令状請求事件について、最初に傍受の原記録が提出されたときは、整理票を作成する（原記録取扱規程5Ⅰ、原記録通達記第1の1）。

なお、法23条1項の許可があり、対応変換符号の引継ぎを受けたとき

*14 「各記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時」（規則9③）は、現実に各記録媒体へ記録が開始された年月日時及び同記録が終了した年月日時であるところ、法20条1項又は23条1項の許可があり、一時的に保存された通信がある場合には、運用上、再生した通信の開始及び終了の年月日時（当該記録媒体に記録されている通信を全体として見た場合の最初の通信の開始及び最後の通信の終了年月日）が併記される。

*15 記録媒体を提出する場合においては、規則9条に定める事項を記載した書面及び傍受令状の写しを添付しなければならないとされている（規則9）。傍受令状の写しを添付するには、提出された記録媒体と傍受令状請求事件との関連性を明らかにする事項が全て傍受令状に記載されているので、提出書にこれらの事項を記載する代わりに傍受令状の写しを添付することとするのが合理的であると考えられるためである。

は、その時点で整理票が作成されている（原記録取扱規程 6 II，原記録通達記第 1 の 1）。

イ 係書記官は、整理票に所要の事項を記載した上、係書記官印欄に押印する（記載事項については、「傍受の原記録の取扱いに関する規程の解説」^{*16}参照。）。

【留意事項】

- ① 傍受の原記録の外形又は封印の状態等に異常がある場合は、整理票の「傍受の原記録の受入れ」欄の「備考」欄にその旨及びその他必要な事項を記載する（原記録通達記第 1 の 2(3)オ）。
- ② 当該傍受令状請求事件について、最後に傍受の原記録の提出を受けたときは、「保管期間に関する事項」欄の初行の「保管終期」欄に、傍受の原記録が最後に提出された日から 5 年を経過する日を記載する。

(2) 原記録保管裁判官への提出

係書記官は、傍受の原記録、記録媒体提出書及び傍受令状の写し並びに整理票を原記録保管裁判官に提出し、整理票の所定の箇所に原記録保管裁判官の認印を受ける（原記録取扱規程 5 I，原記録通達記第 1 の 3）。

(3) 番号札の貼付等

係書記官は、(2)の手続を終えたときは、番号札に令状事件番号及び符号を記載し、当該傍受の原記録のケース等に貼付する（原記録通達記第 1 の 4(1)）。

(4) 主任書記官の認印

係書記官は、(3)の手続を終えたときは、傍受の原記録、記録媒体提出書及び傍受令状の写し並びに整理票を主任書記官に提出し、整理票の所定の箇所

*16 刑事裁判資料第280号「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」の解説及び関係執務

に主任書記官の認印を受ける（原記録通達記1の5(1)）。

(5) 保管物主任官への送付

係書記官は、(4)の手続を終えた後、傍受の原記録及び整理票を保管物主任官に送付する（原記録取扱規程5Ⅱ）。

(6) 保管記録の作成（記録へのつづり込み）

係書記官は、傍受令状請求事件ごとに保管記録^{*17}を作成し、記録媒体提出書及び傍受令状の写しをつづり込む（保管記録編成通達記第1。以下保管記録の編成については同通達を参照。）。

3 保管

(1) 保管物主任官は、傍受の原記録及び整理票の送付を受けたときは、傍受の原記録の種類、数量等を確認し、傍受の原記録等原簿に所要の事項を記載する（原記録取扱規程7Ⅰ、原記録通達記第2の1、第2の2。記載事項については、傍受の原記録の取扱いに関する規程の解説参照。^{*18}）。

(2) 保管物主任官は、係書記官から送付を受けた整理票に受領年月日及び傍受の原記録等原簿の進行番号を記載して押印した上、これを係書記官に返還し、傍受の原記録のケース等に貼付された番号札に傍受の原記録等原簿の進行番号を記載する（原記録通達記第2の3）。

*17 傍受に関する保管記録には、記録媒体提出書のほか、傍受実施状況報告書、法15条に該当するかどうかの審査に関する書類、各種の通知書（規則12、13、17等）、通信当事者への通知期間の延長請求に関する書類、傍受の原記録の聴取及び閲覧等の請求に関する書類、各種の不服申立て（傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長請求に対する裁判、検察官及び司法警察員等の行った傍受に関する処分に対する不服申立ては除く。）に関する書類等傍受の原記録に関する書類をつづる。

*18 傍受の原記録等原簿は、傍受の原記録1通ごと又は保管用鍵媒体1個ごとに1欄を使用して記載し、司法年度ごとに更新する。

(3) 保管物主任官は、傍受の原記録を倉庫又はこれに代わる場所に他の物品等と区分して、かつ、施錠のできる保管庫等に保管する（原記録取扱規程5 II）。

4 整理票の整理

係書記官は、保管物主任官から整理票の返還を受けたときは、受領年月日及び進行番号の記載並びに保管物主任官の認印を確認した上、バインダーにとじて保管する。

整理票は、傍受の原記録の保管期間中及び保管期間満了後に区分した上、傍受令状請求事件番号の順又は傍受の原記録の提出の順（最初に提出されたものを基準とする）にとじて保管する（原記録通達記第6の1(1)）。

第6 提供用鍵媒体の返還に伴う事務

1 令状担当書記官等の確認事項

- (1) 1つの事件番号につき提供用鍵媒体が2本返還されたこと（変換符号等事務連絡記第4の2）。
- (2) 封筒の媒体番号の記載と、提供用鍵媒体の媒体番号が一致していること。
 - * 法20条1項の許可があった事件については、**暗**、**復**の封筒
 - * 法23条1項の許可があった事件については、**送**、**特**の封筒

2 機器等の管理者への返却

- (1) 令状担当書記官等は、1の確認後、提供用鍵媒体を機器等の管理者に返却する（変換符号等事務連絡記第4の3）。
- (2) 機器等の管理者は、当該提供用鍵媒体の受領書に返却日を記入する。

3 変換符号等の消去

- (1) 機器等の管理者は、封筒の媒体番号の記載と、提供用鍵媒体の媒体番号が一致していることを確認の上、変換符号等作成装置を使用し、提供用鍵媒体から、変換符号等を消去する（変換符号等事務連絡記第4の4）。
- (2) (1)の消去後、封筒を廃棄する。

4 消去後の鍵用記録媒体（ＵＳＢトークン）の管理

機器等の管理者は、3の消去後は、新たな傍受令状請求があった際に提供用鍵媒体又は保管用鍵媒体として使用できるようにするため、鍵用記録媒体として管理する（変換符号等事務連絡記第4の5）。

5 受領書の整理

当該管理票に対応する各受領書の返却日欄の記入が全て終了したときは、当該管理票を別のバインダーにとじて整理する^{*19}（変換符号等事務連絡記第1の5）。

*19 管理票の貸出日時順にとじる。

第7 傍受実施状況書の提出及び事後審査に伴う事務（法27, 28, 規則11）

1 受付

- (1) 傍受実施状況書【様式例 5-1, 5-2】^{*20}に受付日付印を押す。
- (2) 提出者が持参する帳簿の「受領印」欄に受付日付印を押す。

2 事後審査の要否の判断

提出された傍受実施状況書について法27条1項6号、同条2項4号、法28条1項9号又は同条2項6号^{*21}の記載の有無を調査する^{*22}。記載がある場合には、事後審査の手続をする。

3 事後審査をする必要がない場合

- (1) 原記録保管裁判官に傍受実施状況書を提出する。
- (2) 傍受実施状況書を保管記録につづり込む。

4 事後審査をする必要がある場合

（1）事後審査の準備

裁判官に、傍受実施状況書、保管記録を提出する。

裁判官から、事実の取調べ（傍受記録の取調べ、傍受の原記録の取調べ等）をする旨の指示を受けた場合には、その準備^{*23}をする。

*20 法27条1項及び2項並びに28条1項及び2項の傍受の実施の状況を記載した書面をいう。

「傍受実施状況報告書」の標題の場合もある。

*21 「第15条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由」

*22 別紙として傍受実施状況書に添付されるものと予想される。これに付せんを貼るなどし、判断漏れのないようにするのが相当である。

*23 傍受記録を捜査機関から借り受ける、傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）の仮出しの手続をするなど。また、庁用の傍受の

(2) 事実の取調べ^{*21*25}，判断

(3) 傍受の処分を取り消す場合

ア 決定書草稿【様式例6】を作成し，裁判官の押印を受ける。

取消しの対象となる通信により，取り消す処分（「傍受」，「再生」又は「傍受又は再生」の別）及び根拠条文（「27条3項」又は「28条3項」の別）が異なることになる。

イ 決定書謄本を速やかに傍受実施状況書を提出した者に送達する^{*26}。

C)

原記録聴取等装置（平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については，多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。）を準備する。

*24 傍受の原記録（法25条4項の規定により提出されたもの）を取り調べる場合の開封の手続

○ 傍受の原記録を開封する場合（原記録運用通達記第1の4(2)）

傍受の原記録の封印を開封する場合は，傍受の原記録のケース等に貼付されている番号札の「開封年月日」欄，「開封事由」欄，「開封者印」欄に，開封者が所要の事項を記載し，署名又は押印する。

○ 開封の方法

封印は，ケースの開閉部分にまたがるように貼られ，その上に透明シールが帯状に貼られているので，開封する際は，ケースの開閉部分をカッター等で切り，封印及び透明シールはそのまま貼付しておく。

*25 傍受の原記録に対応変換符号を用いなければ復元できない通信等が記録されている場合にこれを取り調べる場合は，傍受の原記録聴取等装置の機能により，保管用鍵媒体を挿入してその内容を聴取することになる。

*26 司法警察員がした傍受の処分を取り消す場合において，検察官に対しても通信の記録の消去を命ずる場合（法33Ⅲ）には，検察官にも送達する必要があろう。

検察官に送達する場合には，検察庁に送付し（規則18，刑訴規則64），司法警察員に送達する場合には，交付送達（規則18，刑訴規則65）又は郵便による送達（いわゆる特別送達法38，刑訴法54，民訴法99）をすることになろう。

(4) 傍受の処分を取り消さない場合

ア 傍受実施状況書の法27条1項6号、同条2項4号、法28条1項9号又は同条2項6号の記載部分の余白に、「通信傍受法15条に該当するかどうかの審査済み」である旨及び審査をした日付を記載し、裁判官の記名押印を受ける^{*27}。

イ 傍受実施状況書の提出者に電話等で結果を通知して、それを記録上明らかにする。

(5) 疎明資料の返還

疎明資料を提供者に返還する。

5 記録編成

傍受実施状況書及び決定書を保管記録につづり込む^{*28}。

6 他犯罪通信該当書の提出を受けた場合

(1) 受付

ア 他犯罪通信該当書【様式例7】^{*29}に受付日付印を押す。

イ 提出者が持参する帳簿の「受領印」欄に受付日付印を押す。

(2) 保管記録から、当該他犯罪通信該当書に記載されている傍受実施状況書を調査する。

(3) 当該他犯罪通信該当書及び保管記録を裁判官に提出する。その余の事務は、

*27 法15条に該当する通信に関する記載が複数ある場合には、それぞれについてこのような記録を残しておくのが相当である。

*28 傍受実施状況書は、保管記録の冒頭にまとめてつづる（保管記録編成通達記2(1)）。

*29 傍受実施状況書を提出した後、法14条2項により傍受をした通信を翻訳又は解読した結果、法15条に規定する通信に該当する通信があると認められた場合も、法27条3項又は28条3項の審査をする必要がある。そのために、これらの書面が、傍受実施状況書を追完するものとして提出され、法27条3項又は28条3項の審査を受けることになる。

傍受実施状況書の提出を受けた場合と同じ。

第8 通信の記録消去の通知に伴う事務（規則12）

1 受付

通信記録消去通知書【様式例8】^{*30}に受付日付印を押す。

2 裁判官への報告

通信記録消去通知書を裁判官に提示し、通知内容を報告する^{*31}。

3 記録編成

通信記録消去通知書を保管記録につづり込む。

*30 通信記録消去通知書には、傍受記録作成調書写しが添付され、これを引用して傍受記録が特定される。

*31 法32条1項に基づく傍受の原記録の聴取等は、傍受記録に記録されている通信の当事者が傍受記録の聴取等をした通信の記録に相当する部分について認められているから、裁判官が当該通信が傍受記録に記録されているものかどうかを判断するに際して必要な情報となる。通信記録消去通知は、通信が傍受記録に記録されているか否かを原記録保管裁判官が把握することができるようにするためのものである。

傍受の原記録の聴取等の請求に際しては、原記録保管裁判官は、傍受実施状況書を索引的に使用して、聴取等させるべき通信を検索することになるのであるが、傍受実施状況書提出後に傍受記録から消去された通信に関する情報も、傍受実施状況書から判明するようにしておくと、一覧的に情報が把握でき便宜であり、聴取させるべきでない通信の記録を誤って聴取させるという過誤の防止も期待できる。そのために、傍受実施状況書のコピーを作成しておき、通信記録消去通知がされた場合には、傍受した通信に関する各記載（法27Ⅰ⑤、27Ⅱ③、28Ⅰ⑧又は28Ⅱ⑤）の欄の脇に、その旨及び通知の年月日等を付記しておき、これを原記録保管裁判官あるいは係書記官の手控えとして使用すると便宜であろう。

第9 通信の当事者へ通知をした旨の原記録保管裁判官への通知を受けた場合の事務（法30、規則13）

1 受付

通信当事者に対する通知に関する通知書【様式例 9】^{*32}に受付日付印を押す。

2 原記録保管裁判官への報告

通信当事者に対する通知に関する通知書を原記録保管裁判官に提示し、通知内容を報告する。

3 記録編成

当該通信当事者に対する通知に関する通知書を保管記録につづり込む。

*32 通信当事者に対する通知に関する通知書には、傍受通知書（法30Ⅰ）の写しが添付されている（規則13）。

第10 通信の当事者に対する通知をすべき期間の延長請求に伴う事務 (法30Ⅱただし書, 規則14)

1 受付

- (1) 通知期間延長請求書【様式例10】に受付日付印を押す。
- (2) 刑事雑事件簿に登載する(事件符号(む))。
- (3) 通知期間延長請求書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印する。

2 裁判官への提出

通知期間延長請求書及び疎明資料を裁判官へ提出する。

3 延長の裁判をする場合

- (1) 決定書草稿【様式例11】を作成し、裁判官の押印を受ける。
- (2) 決定書謄本を送達し、疎明資料を返還する^{*33}。

【留意事項】

決定の告知は、延長される前の通知をすべき期間内に行わねばならないので、検察官又は司法警察員に電話連絡するなどして、速やかに送達できるようする必要がある場合もある。

4 延長の請求を却下する場合

- (1) 決定書草稿【様式例12】を作成し、裁判官の押印を受ける。
- (2) 決定の告知については3(2)と同じ。

5 結果の記載

- (1) 刑事雑事件簿の結果欄に「認容」又は「却下」と記載する。
- (2) 刑事雑事件簿の備考欄に傍受令状請求事件番号及び保管記録につづり込ん

*33 送達の方法は、請求者が検察官である場合は、検察庁に送付し（規則18、刑訴規則64）、司法警察員である場合は、交付送達（規則18、刑訴規則65）又は郵便による送達（特別送達。法38、刑訴法54、民訴法99）をすることになる。

だ旨を記載する。

6 記録編成

刑事雑事件記録として編成するが、保管記録が既に作成されているので、当該保管記録につづり込む。

第11 傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務（法32、規則15、 16）

1 受付

- (1) 傍受の原記録聴取等請求書【様式例13】に受付日付印を押す。
- (2) 刑事雑事件簿に登載する（事件符号（む））。
- (3) 複製の作成の請求の場合は、請求者に裁判所の傍受の原記録聴取等装置^{*34}に対応する記録媒体（DVD-R等）を提出させ、これを受領した旨を請求書に付記する（原記録通達記第5の1）。

【留意事項】

- ア 請求者から、聴取、閲覧又は複製の受取りの希望日を聞く。
- イ 代理人による請求の場合は、当該傍受の原記録の聴取及び閲覧等についての委任状の提供を受ける。

2 資格の確認等

(1) 法32条1項による請求の場合

- ア 請求者が傍受記録に記録されている通信の当事者であるかどうか^{*35}
- イ 請求者が法31条により傍受記録の聴取及び閲覧等をしたかどうか^{*36}

*34 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については、多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。

*35 この確認のためには、次の方法が考えられる。

- ① 請求者に法30条1項の通知（写し）を提出させ、保管記録中の通信の当事者に対する通知に関する通知書（規則13条）と照合する。
- ② 請求に係る通信について、傍受実施状況書の記載等から、それが傍受記録に記録されている通信かどうか及びその通信当事者が誰かを調査する。そして、請求者がその通信当事者であるかどうかを確認する。

*36 この確認のためには、次の方法が考えられる。

ウ 人定確認^{*37}

(2) 法32条2項による請求の場合

- ア 請求者が傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者かどうか
イ 人定確認^{*38}

(3) 法32条3項による請求の場合

- 檢察官又は司法警察員かどうか

(4) 法32条5項による請求の場合

- 檢察官により傍受記録又はその複製等の取調べの請求があった被告事件
の被告人又は被告人の弁護人かどうか^{*39}

3 原記録保管裁判官への提出

(1) 請求書、疎明資料及び保管記録を原記録保管裁判官に提出する。

(2) 2の調査の結果を原記録保管裁判官に報告する。

4 傍受の原記録の仮出し

原記録保管裁判官の指示があった場合には、傍受の原記録（対応変換符号を

① 傍受実施状況書に記載されている捜査機関から、電話などにより、(a)請求者が法31条による傍受記録の聴取及び閲覧等をしたかどうか、(b)どの通信について聴取及び閲覧等をしたかを確認する。

② 事件が検察庁に送致されているかどうかを確認した上、送致されている場合には、送致先の検察庁（検察官）にも法31条による傍受記録の聴取等の有無、範囲を確認する。

*37 請求者の写真が添付されている証明書等（運転免許証等）の提示を求めることなどの方法が考えられる。

*38 この確認のためには、通信に使用した機器の料金支払明細書等の提示を求めるなどして、請求者の通信手段を特定するなどの方法が考えられる。

*39 これについては、起訴状謄本、傍受記録等についての証拠調べ請求書又は当該事件の公判調書（傍受記録等の証拠請求に関する部分）の写し等から確認することができよう。弁

用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。)の仮出しの手続をする(原記録取扱規程8I, 原記録通達記第3の1)。

5 傍受の原記録の調査

原記録保管裁判官から、聴取等の許否の判断をするため傍受の原記録の聴取等をする必要がある旨の指示を受けたときは、傍受の原記録を開封し^{*10}、傍受の原記録聴取等装置^{*11}の準備をする。

6 傍受の原記録の聴取等を許可する場合

- (1) 決定書の草稿【様式例14】を作成し^{*12}、原記録保管裁判官の押印を受ける。
- (2) 刑事雑事件簿に結果を記載する。

護人からの請求の場合は、更に弁護人選任届等の確認も必要であろう。

*40 傍受の原記録(法25条4項の規定により提出されたもの)を開封する場合(原記録運用通達記第1の4(2))

傍受の原記録の封印を開封する場合は、傍受の原記録のケース等に貼付されている番号札の「開封年月日」欄、「開封事由」欄、「開封者印」欄に、開封者が所要の事項を記載し、署名又は押印する。

○ 開封の方法

封印は、ケースの開閉部分にまたがるように貼られ、その上に透明シールが帯状に貼られているので、開封する際は、ケースの開閉部分をカッター等で切り、封印及び透明シールはそのまま貼付しておく。

*41 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については、多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもある。

*42 【様式例14】は、規則16条2項の指定を合わせて行う例である。なお、請求に係る通信全部について聴取等を許可する場合には、請求書の余白を利用して決定書を作成することも考えられる。

(3) 請求者に決定書の謄本を送達する^{*43}。この際、聴取等をさせることができ
る日時を連絡する。

(4) 傍受の原記録の聴取又は閲覧の実施

ア 日時、場所及び時間の指定（規則16Ⅱ）

原記録保管裁判官から、聴取等許可決定とは別に、聴取又は閲覧の実施について、日時、場所及び時間を指定する旨の指示があった場合は、指定書の草稿を作成し、原記録保管裁判官の押印を受ける。

イ 複製による聴取又は閲覧（規則16Ⅳ）

原記録保管裁判官の指示があるときは、聴取又は閲覧が許可された通信の記録を別の記録媒体に複写し、聴取又は閲覧用の複製を作成し、これにより聴取又は閲覧をさせる。

ウ 聽取又は閲覧の実施

① 傍受の原記録聴取等装置^{*44}の操作は係書記官が行う（原記録通達記第5の2(1)イ）。

② 原記録保管裁判官の指示があるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員が立ち会う（規則16Ⅲ）。

エ 聽取又は閲覧の終了後の処理

① 傍受の原記録の聴取又は閲覧が終了した場合は、その旨及びその年月日時を決定書の余白に記載するなどして、記録上明らかにするのが相当である。

② 複製により聴取又は閲覧をさせた場合には、聴取又は閲覧の終了後速

*43 この決定は、送達することを要する（規則18、刑訴規則34）。許可する場合には、請求者は後日聴取等をしに裁判所に出頭するので、その際に送達することも考えられる。

*44 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については、多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。

やかに、当該複製から通信の記録をすべて消去する（原記録通達記第5の3(2)）。

(5) 傍受の原記録の複製の作成及び交付

ア 複製の作成

係書記官は、複製の作成が許可された場合には、傍受の原記録中複製の作成が許可された通信の記録を請求者が持参した記録媒体に複写して複製を作成する（原記録通達記第5の2(1)ア、イ）。

イ 複製の交付

アで作成した傍受の原記録の複製を請求者に交付し、受領書を徴する（原記録通達記第5の3(1)）。

7 傍受の原記録の聴取等許可請求を却下する場合

- (1) 決定書^{*45}の草稿【様式例15】を作成し、原記録保管裁判官の押印を受ける。
- (2) 刑事雑事件簿に結果を記載する。
- (3) 申立人に対し、決定書謄本を送達する（規則18、刑訴規則34）。

8 疎明資料等の返還

- (1) 仮出しをした傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を返還する（原記録通達記第3の2(2)）。
- (2) 返還すべき疎明資料等がある場合には、これを返還する。

9 記録編成

刑事雑事件記録として編成するが、通信傍受に関する保管記録が既に作成されているので、当該保管記録につづり込む。

*45 聽取等許可請求が却下される場合には、理由がない場合と、資格のない者からの請求等請求が不適法な場合とがある。

第12 公判部における傍受記録の聴取及び閲覧等に関する事務

1 法31条に基づく場合^{*46}

(1) 受付

- ア 傍受記録聴取等請求書に受付日付印を押す。
- イ 担当部（受訴裁判所）に傍受記録聴取等請求書を送付する。

【留意事項】

- ① 請求者から、聴取、閲覧又は複製の受取りの希望日を聞く。
- ② 複製の作成の請求の場合は、請求者に裁判所の傍受の原記録聴取等装置^{*17}に対応する記録媒体（DVD-R等）を提出させ、これを受領した旨を請求書に付記する（原記録通達記第5の1）。
- ③ 代理人による請求の場合は、当該傍受の原記録の聴取及び閲覧等についての委任状の提出を受ける。

(2) 資格の確認

請求者が法30条1項の通知を受けた通信の当事者であるかどうかを確認する。

(3) 準備

ア 押収物である傍受記録の仮出し^{*48}の手続をする。

*46 公判において、傍受記録（原本）が証拠として取り調べられ、受訴裁判所がこれを保管している場合に、法31条に基づく傍受記録の聴取等の請求がされる場合があり、本項は、その場合である。

*47 平成29年3月以前に提出された傍受の原記録については、多目的パソコン及び復号プログラムを用いることもありうる。

*48 押収物等取扱規程12条、押収物等通達記第5参照。

① 仮出票に所要の事項を記載し、主任書記官の認印を受けた上、押収物主任官に送付する。

イ 請求に係る通信の記録の存否を調査する。

(4) 傍受記録の聴取又は閲覧の実施

第 11 の 6(4)に準ずる。

(5) 傍受記録の複製の作成及び交付

第 11 の 6(5)に準ずる。

(6) 傍受記録の返還

傍受記録の返還の手続をする^{*19}。

(7) 記録編成

聴取等請求書を提出書類とともに事件記録につづり込む。

2 刑訴法に基づく場合^{*50}

(1) 受付（記録係）

ア 申請者に、できる限り、備付けの刑事事件記録等閲覧・謄写票を申請書として使用させる。

イ 刑事事件記録等閲覧・謄写票（原符）に所要の事項を記載する。

ウ 刑事事件記録等閲覧・謄写票を担当部に送付し、原符に事件を担当する書記官の受領印を受ける。

② 押収物主任官が仮出票に認印した上、保管物主任官に仮出票を送付するので、保管物主任官から押収物である傍受記録を受領する。受領者は、当該仮出票の所定欄に受領印を押す。

*49 押収物等取扱規程13条、押収物等通達記第5参照。

① 傍受記録を保管物主任官に交付して引換えに仮出票を受領する。

② 仮出票に「返還年月日」の記載及び保管物主任官の押印を確認し、仮出票を押収物主任官に送付する。

*50 訴訟関係人から、証拠物の閲覧又は謄写の請求（刑訴法40条1項、270条1項等）があつた場合をいう。この場合には、平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件

(2) 閲覧等の許否の手続

- ア 裁判長の許可を要する場合には、事件記録とともに刑事事件記録等閲覧・謄写票及び提出書類を裁判長に提出し、刑事事件記録等閲覧・謄写票に許否の記載及び認印を受け、「担当書記官印」欄に押印する。
- イ 裁判長の許可を要しないときは、書記官が許否を判断して、刑事事件記録等閲覧・謄写票に所要の記載をして押印する。

(3) 準備

1 の(3)に準ずる。

(4) 閲覧等の実施

1 の(4)(5)に準ずる。

(5) 傍受記録の返還

1 の(6)に同じ。

(6) 記録編成

閲覧・謄写票を提出書類とともに事件記録につづり込む。

記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」が当然に適用されることになる。

第13 公判部において保管する傍受の原記録の聴取及び閲覧等に関する事務

1 法32条に基づく場合^{*51}

(1) 受付等

第11の1及び2に同じ。

(2) 原記録保管裁判官への提出

ア 請求書、疎明資料、保管記録及び仮出傍受の原記録等送付簿を原記録保管裁判官に提出する。

イ 原記録保管裁判官から、受訴裁判所に対して傍受の原記録の返還を求めるか否かについて指示を受ける。

(3) 受訴裁判所からの傍受の原記録の返還

ア 係書記官は、(2)イにより返還を求める旨の指示を受けたときは、適宜の方法により受訴裁判所に連絡して、返還を依頼する。

イ 公判部の担当書記官は、押収物である傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）の仮出しをした上、原記録保管裁判官に送付する。裁判所が還付の決定（刑訴法123Ⅰ）をしたときは、還付の手続をする。

ウ 係書記官は、受訴裁判所から傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）が返還されたときは、速やかにその旨を原記録保管裁判官及び主任書記官に報告するとともに、返還年月日を仮出傍受の原記録等送付簿に記載する（原記録通達記第3の2(5)）。

*51 公判において、傍受の原記録が証拠として取り調べられ、受訴裁判所がこれを保管している場合（傍受の原記録について領置の裁判がされた場合）に、原記録保管裁判官に対して傍受の原記録の聴取等が請求された場合の事務である。

(4) 傍受の原記録の調査、傍受の原記録の聴取等を許可する場合、許可請求を却下する場合

第 11 の 5、6 及び 7 に同じ。

(5) 受訴裁判所への傍受の原記録等の再交付又は再送付等

ア 係書記官は、傍受の原記録の聴取等の実施が終了したときは、傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。以下(5)において同じ。）を受訴裁判所に再度交付又は送付する。

① 係書記官は、仮出傍受の原記録等送付簿に所要の事項を記載し、原記録保管裁判官及び主任書記官に提出して所定の箇所に認印を受ける（原記録通達記第 3 の 2(3)）。

② 係書記官は、傍受の原記録を受訴裁判所に送付又は交付したときは、仮出傍受の原記録等送付簿に受領印を受け、又は受領書を受け取る（原記録通達記第 3 の 2(4)）。

③ 受訴裁判所の担当書記官は、仮出しをした押収物を他に送付した後の返還を受けた場合の手続をする（押収物等通達記第 5 の 2(6)）。

イ 係書記官は、受訴裁判所から傍受の原記録の還付を受けた場合においては、仮出しをした傍受の原記録の返還の手続をする（原記録通達記第 3 の 3）。

(6) 記録編成

傍受の原記録の聴取等の請求に関する書類を事件記録につづり込む。

2 刑訴法に基づく場合^{*52}

第 12 の 2 に同じ。

*52 訴訟関係人から、証拠物である傍受の原記録の閲覧又は聴取の請求（刑訴法40条1項、270条1項等）があった場合をいう。

第14 不服申立て（準抗告）に伴う事務（法33）

1 受付

- (1) 準抗告申立書に受付日付印を押す。
- (2) 刑事雑事件簿に登載する（事件符号（む））。
- (3) 準抗告申立書に押した受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印する。
- (4) 執行停止が申し立てられている場合には、執行停止申立書に受付日付印を押す。
- (5) 執行停止申立事件の分配について、裁判長等の指示を受ける。

2 原記録保管裁判官への通知

書記官は、当該不服申立てに係る傍受の原記録を保管する原記録保管裁判官に、不服申立てがされた旨を通知する（原記録保管通知通達）。

3 関係書類等の取り寄せ

- (1) 捜査機関に連絡して関係書類を取り寄せる。
- (2) 裁判所（裁判官）から指示があったときは、原記録保管裁判官に対し、傍受の原記録の送付を依頼して、傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を借り受ける。

4 相手方への通知

不服申立てがされた旨を相手方に通知し（法33VII、刑訴規則230），記録上明らかにする^{*53}。

5 裁判官への提出

準抗告申立書（執行停止申立書）及び関係書類を準抗告裁判所を構成する裁判官に提出する。

*53 準抗告申立通知書を作成し、これを郵送等した上、申立書の余白にその旨及び日付を付記して押印する。

6 執行停止に関する裁判

(1) 執行停止の裁判をする場合

ア 執行停止決定草稿を作成し、裁判官の押印を受ける。

イ 申立人、相手方に決定書謄本を送達する。

(2) 執行停止の裁判をしない場合

ア 執行停止申立書の余白に「職権を発動しない」旨の記載をし、裁判長又は裁判官の押印を受ける。

イ 申立人に適宜の方法で通知する。

7 不服申立てに対する裁判

(1) 決定書が作成される。裁判官の押印等を確認の上、決定書謄本を作成する。

(2) 刑事雑事件簿の「終局」欄に、決定の年月日を記載し、「結果」欄に裁判の結果を記載する。

(3) 決定書謄本を申立人及び相手方に送達する^{*54}。

8 関係書類等の返還

(1) 取り寄せた関係書類を返還する。

(2) 借り受けた傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を返還する。

9 記録編成

(1) 不服申立事件に関する記録（執行停止申立事件に関する記録がある場合には、これを合てつする。）を、訟廷記録係に送付する。

(2) 保管記録中に不服申立ての対象となった裁判書がある場合は、その裁判書の直後に一括してつづり込む（保管記録編成通達記第3）。この場合において

*54 檢察官又は司法警察員がした通信の傍受に関する処分に対する不服申立て（法33Ⅱ）に対し、傍受の処分を取り消し、通信の記録の消去を命ずる場合（法33Ⅲ）においては、消去を命ぜられた者に対しても決定書を送達する必要があろう。

ては、刑事雑事件簿の「備考」欄に、傍受令状請求事件の事件番号及び保管記録につづり込まれた旨を記載する（送付保存通達記第2の4(3)）。

10 原裁判官等への結果の通知

- (1) 原裁判官に対し、裁判結果を通知する（法33VII、刑訴規則273、272）。
- (2) 原記録保管裁判官に対し、不服申立てに対する裁判があつたこと、その告知の日を通知する（原記録保管通知通達）。

第15 付審判請求事件に伴う事務（法37）

1 受付

- (1) 檢察官から付審判請求書、意見書、書類及び証拠物が提出される（刑訴規則171）ので、受付日付印を押す^{*55}。
- (2) 起訴強制事件簿に登載する（事件符号(つ)）。
- (3) 受付日付印の所定の箇所に事件符号及び番号を記載し、その傍らに認印する。

2 被疑者への通知

書記官は付審判請求があつた旨を被疑者に通知する（刑訴規則172Ⅰ）。

3 付審判決定をする場合

- (1) 決定書が作成される。
- (2) 決定書謄本を請求者、検察官及び被疑者に送達する（刑訴規則34、174Ⅱ）。
- (3) 裁判書を審判をする裁判所に送付等し、書類及び証拠物を事件について公訴の維持にあたる弁護士に送付する（刑訴規則175）。

4 請求を棄却する場合

- (1) 決定書が作成される。
- (2) 決定書謄本を請求者に送達する^{*56}。
被疑者に適宜の方法で通知する。

5 請求が取り下げられた場合

- (1) 付審判請求取下書に受付日付印を押す。
- (2) 檢察官及び被疑者に取下げがあつた旨を通知する（刑訴規則172）。

*55 檢察官から送付書等により送付された場合には、送付書に受付日付印を押すことになる。送付書がない場合には、意見書に受付日付印を押すことになる。

*56 費用賠償決定（刑訴法269）があつたときは、検察官にも送達する（刑訴規則36Ⅰ）。

6 結果の記載

起訴強制事件簿に結果を記載する。

7 原記録保管裁判官への通知

- (1) 起訴強制事件を審理する裁判所は、次に掲げる場合に、それぞれに記載された事項を原記録保管裁判官に通知する（原記録保管通知通達）。
 - ① 付審判請求棄却決定を告知したとき 付審判請求棄却決定をした旨
 - ② 付審判請求が取り下げられたとき 付審判請求が取り下げられた旨
- (2) 付審判決定がされた場合において、その公判を審理する裁判所は、被告事件が終結したときに、その旨を原記録保管裁判官に通知する（原記録保管通知通達）。
- (3) 係書記官は、(1), (2)の通知書の送付を受けたときは、第 16 の事務をする。

第16 傍受の原記録の保管期間に関する通知に伴う事務（規則17）

1 受付

(1) 檢察官から傍受の原記録の保管に関する通知書【様式例16】を受け取ったときは、内容を確認した上、受付日付印を押す。

【検察官から通知を受ける場合】

- ① 傍受が行われた事件に係る被疑事件について公訴が提起されたとき
- ② ①の被告事件が終結したとき
- ③ 傍受が行われた事件に係る被告事件以外の被告事件において傍受記録又はその複製等が証拠として取り調べられたとき
- ④ ③の被告事件が終結したとき
- ⑤ 法37条に規定する罪に係る被疑事件について公訴が提起されたとき
- ⑥ ⑤の被告事件が終結したとき
- ⑦ 法37条に規定する罪に係る被疑事件について付審判請求がされたとき

(2) 他の裁判所から傍受の原記録の保管に関する通知書【様式例17, 18】^{*57}を受け取ったときは、内容を確認した上、受付日付印を押す。

【他の裁判所から通知を受ける場合】

- ① 法33条による不服申立てがあったとき
- ② ①の不服申立事件が終結したとき
- ③ 法37条に規定する罪に係る被疑事件について付審判請求がされた場合において、付審判棄却決定がされ、又は取り下げられて当該事件が終結したとき
- ④ ③の場合において、付審判棄却決定に対し抗告が申し立てられたとき
- ⑤ ④の抗告申立事件が終結したとき
- ⑥ ③の場合において、付審判決定がされ、その付審判決定に係る被告事件

*57 原記録保管通知通達別紙様式第1, 第2

が終結したとき

2 裁判官への記録の提出

当該通知書を原記録保管裁判官に提示し、通知内容を報告する。

3 整理票への記入

(1) 1(1)①③⑤⑦又は(2)①④の通知を受けたときは、整理票の「保管期間に関する事項」欄の「公訴提起等」欄に、順次、その事由が発生した年月日及びその事由を記載する（原記録通達記第1の2(4)イ）^{*58}。

(2)ア 1(1)②④⑥又は(2)②③⑤⑥の通知を受けたときは、整理票の「保管期間に関する事項」欄の「事件終結等」欄に、順次、その事由が発生した年月日及びその事由を記載する（原記録通達記第1の2(4)イ）。

イ 当該傍受令状に係る傍受の原記録の保管期間満了の予定日を確定し、当該通知を記載した行の「保管終期」欄に記載する（原記録通達記第1の2(4)ア）^{*59}。

4 記録編成

当該通知書を通信傍受に関する保管記録につづり込む。

*58 刑事被告事件や起訴強制事件の事件番号を確認し、控えておくと便利である。

*59 保管期間満了予定日の確定

- ① 事件終結の日から6月を経過する日を確定し、傍受の原記録が提出された日から5年を経過する日といずれが遅いかを比較する。
- ② ①のうち遅い方の日を「保管終期」に記載する。

第17 傍受の原記録の保管期間の延長に関する事務（法34Ⅱ）

1 端緒

(1) 原記録保管裁判官の指示

原記録保管裁判官から傍受の原記録の保管期間を延長する旨の指示を受け
る。

(2) 上申書等が提出された場合

ア 検察官、通信の当事者等関係者から、傍受の原記録の保管期間の延長を
求める上申書等が提出された場合には、内容を確認の上、受付日付印を押
す。

イ 保管記録及び上申書等を原記録保管裁判官に提出し、傍受の原記録の保
管期間に関する判断を得る。

2 保管期間を延長する場合

(1) 決定書草稿【様式例 19】を作成し、原記録保管裁判官の押印を受ける。

(2) 整理票の「保管期間に関する事項」欄の「公訴提起等」欄に、保管期間延
長の決定があった日及びその事由を記載し、「保管終期」欄に保管期間の終
期を記載する（原記録通達記第 1 の 2(4)ア、イ）。

(3) 上申書等の提出者に対し、適宜の方法により、傍受の原記録の保管期間が
延長された旨、延長期間を通知する。

3 保管期間を延長しない場合

(1) 上申書等の余白に職権発動をしない旨の記載をして、原記録保管裁判官の
押印を受ける。

(2) 上申書等の提出者に対し、適宜の方法により、結果を通知する。

第18 傍受の原記録の保管期間満了に伴う事務

1 傍受の原記録の保管期間の調査

- (1) 係書記官は、保管期間の満了した傍受の原記録の整理票を抽出する。
- (2) 係書記官は、当該整理票に係る傍受令状請求事件についての保管記録につづられている保管期間に関する通知書から、保管期間が満了していることを確認する^{*60}。
- (3) 係書記官は、保管期間の満了している傍受の原記録について、その保管期間の延長の必要性の有無を調査する。

2 原記録保管裁判官の指示等

係書記官は、保管期間の調査結果及び保管期間の延長の必要性の有無の調査

*60 保管期間について

傍受の原記録の保管期間は、「傍受の原記録は、第25条第4項若しくは26条第4項の規定による提出の日から5年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事の事件の終結の日から6月を経過する日のうち最も遅い日まで」とされている（法34Ⅰ）。

傍受の原記録は、法23条1項の許可があった事件を除き、記録媒体の交換等がされて封印されるごとに提出されるから、同一の傍受令状請求事件に係る傍受の原記録であっても、傍受の原記録ごとに保管期間満了日が異なり得る。しかし、1つの傍受令状請求事件に係る傍受の原記録は、特段の事情のない限り、これを一括して処分するのが相当と考えられる。傍受ができる期間は、最大でも30日までとされており、傍受の原記録の提出時期の違いも概ね30日程度に収まると予想されることから、一括して処分したとしても支障はないであろう。

なお、ある被告事件において傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられたり、傍受に関する刑事の事件が係属したりした場合には、当該傍受令状請求事件に係る傍受の原記録すべてについてその保管期間が影響を受けることになるから、この場合には、当該事件に係る傍受の原記録の保管期間は同一時期となる。

結果を原記録保管裁判官に報告し、傍受の原記録の廃棄に関し指示を受ける。

3 傍受の原記録等の受領

- (1) 原記録保管裁判官から当該傍受の原記録を処分する旨の指示を受けた場合には、整理票及び保管記録を原記録保管裁判官に提出し、所定の箇所に認印を受ける（原記録通達記第4の1(2)）。
- (2) 係書記官は、受領票に所要事項を記載し、主任書記官の認印を受ける（原記録通達記第4の1(3)）。
- (3) 係書記官は、受領票を保管物主任官に交付し、これと引換えに傍受の原記録（対応変換符号を用いなければ復元できない場合は保管用鍵媒体を含む。）を受領する（原記録取扱規程9Ⅱ、原記録通達記第4の1(1)）。

4 傍受の原記録等の廃棄

- (1) 傍受の原記録の廃棄は、係書記官が記録媒体上の通信の記録を消去し、又は記録媒体を破壊する方法により行う（原記録通達記第4の3(1)）。
- (2) 係書記官は、廃棄した傍受の原記録を、他の事件記録を廃棄する際等に、処分する。
- (3) 対応変換符号の廃棄は、係書記官がこれを消去する方法により行う（原記録通達記第4の3(2)）。具体的には、傍受の原記録聴取等装置の機能により、保管用鍵媒体として用いていたUSBトークンを初期化する方法による^{*61}。
- (4) 係書記官は、対応変換符号が消去されたUSBトークンを、新たな傍受令状請求があった際に使用できるよう機器等の管理者に引き継ぐ（変換符号等通達記第2の5(2)参照）。

5 整理票の整理

当該傍受の原記録に係る整理票について所要事項を記載した上、既済の整理票をとじるバインダーにとじる（原記録通達記第4の3(3)、第6の1(1)）。

*61 係書記官の立会いのもと、機器等の管理者に消去させることも差し支えない。

6 保管記録の保存

当該傍受令状請求事件に係る保管記録を、速やかに記録係に送付し、保存する（送付保存通達記第2の2(1)ア）。

様式第 1 号の 1 (通信傍受法第 4 条, 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第 3 条)

傍受令状請求書（甲）

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察署

通信傍受法第 4 条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき、傍受令状の発付を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨、罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 傍受ができる期間
- 7 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは、その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- (注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは、省略することができる。

様式第1号の2（通信傍受法第4条、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第3条）

傍受令状請求書（乙）

年　月　日

地方裁判所

裁判官 殿

警察署

通信傍受法第4条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき、傍受令状の発付を請求し、併せて通信傍受法第20条第1項の許可の請求をする。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨、罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所（通信傍受法第5条第4項後段の申立てをする場合にあっては、傍受の実施の方法、当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所）
- 6 傍受ができる期間
- 7 7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは、その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項
- 10 通信傍受法第20条第1項の許可の請求をする理由及び通信管理者等に関する事項

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

(注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは、省略することができる。

様式第 1 号の 3 (通信傍受法第 4 条, 犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第 3 条)

傍受令状請求書 (丙)

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第 4 条による指定を受けた司法警察員

C) 下記被疑事件につき, 傍受令状の発付を請求し, 併せて通信傍受法第 23 条第 1 項の許可を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨, 罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 傍受ができる期間
- 7 7 日を超える有効期間を必要とするときは, その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について, 前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは, その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項
- 10 通信傍受法第 23 条第 1 項の許可の請求をする理由, 通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

「通信傍受法」とは, 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- (注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは, 省略することができる。

傍 受 令 状

被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
罪 名 及 び 嘲 条	
被疑者に対する上記被疑事件について、下記のとおり通信の傍受をすることを許可する。	
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
傍 受 す べ き 通 信	別紙のとおり
傍 受 の 実 施 の 対 象 と す べ き 通 信 手 段	
傍 受 の 実 施 の 場 所	
傍 受 の 実 施 の 方 法	裏面のとおり
傍受の実施に関する条件	裏面のとおり
傍 受 が で き る 期 間	傍受の処分に着手した日から 日間
有 効 期 間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により傍受の処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、傍受の理由又は必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日	
地 方 裁 判 所	
裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

傍受の実施の方法	
傍受の実施に関する条件	
傍受の処分に着手した 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍受の実施を終了した 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍受ができる期間の延長	
延長期間 令和 年 月 日まで	延長期間 令和 年 月 日まで
理 由	理 由
令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官
傍受令状を請求者に交付した年月日	傍受令状を請求者に交付した年月日
令和 年 月 日 裁判所書記官	令和 年 月 日 裁判所書記官

傍受令状

被疑者の氏名 及び年齢	年月日生
罪名及び罰条	
被疑者に対する上記被疑事件について、下記のとおり犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第20条第1項の規定による通信の傍受をすることを許可する。	
被疑事実の要旨	別紙のとおり
傍受すべき通信	別紙のとおり
傍受の実施の対象とすべき通信手段	
傍受の実施の場所 (犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第5条第4項後段の許可をする場合にあっては、指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所)	
傍受の実施の方法	裏面のとおり
傍受の実施に関する条件	裏面のとおり
傍受ができる期間	傍受の処分に着手した日から 日間
有効期間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により傍受の処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、傍受の理由又は必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

傍受の実施の方法	
傍受の実施に関する条件	
傍受の処分に着手した 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍受の実施を終了した 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍受ができる期間の延長	
延長期間 令和 年 月 日まで	延長期間 令和 年 月 日まで
理 由	理 由
令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官	令和 年 月 日 地方裁判所 裁判官
傍受令状を請求者に交付した年月日	傍受令状を請求者に交付した年月日
令和 年 月 日 裁判所書記官	令和 年 月 日 裁判所書記官

傍 受 令 状

傍受令状

被疑者の氏名 及び年齢	年月日生
罪名及び罰条	
被疑者に対する上記被疑事件について、下記のとおり犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第23条第1項の規定による通信の傍受をすることを許可する。	
被疑事実の要旨	別紙のとおり
傍受すべき通信	別紙のとおり
傍受の実施の対象 とすべき通信手段	
傍受の実施の場所	
傍受の実施に用いる ものとして指定された 特定電子計算機を 特定するに足りる事項	
傍受の実施の方法	裏面のとおり
傍受の実施に関する条件	裏面のとおり
傍受ができる期間	傍受の処分に着手した日から 日間
有効期間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により傍受の処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、傍受の理由又は必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日	
地 方 裁 判 所	
裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

傍受の実施の方法	
傍受の実施に関する条件	
傍受の処分に着手した 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍受の実施を終了した 年 月 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
傍受ができる期間の延長	
延長期間 令和 年 月 日まで	延長期間 令和 年 月 日まで
理 由	理 由
令和 年 月 日	令和 年 月 日
地方裁判所	地方裁判所
裁判官	裁判官
傍受令状を請求者に交付した年月日	傍受令状を請求者に交付した年月日
令和 年 月 日	令和 年 月 日
裁判所書記官	裁判所書記官

[様式例 3]

様式第2号（通信傍受法第7条、犯罪捜査のための通信傍受に関する規則第6条）

傍受期間延長請求書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察署

通信傍受法第7条第1項による指定を受けた司法警察員

C) 被疑者 に対する 被疑事件につき、
下記のとおり傍受ができる期間の延長を請求する。

記

1 傍受令状請求の年月日

年 月 日

2 前に延長された期間

始期 年 月 日
終期 年 月 日 (日間)

3 延長を求める期間

始期 年 月 日
終期 年 月 日 (日間)

4 延長を必要とする事由

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

(注意) 枠組みは、省略することができる。

※	年	第	号
---	---	---	---

記録媒体提出書

年月日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者

に対する

被疑事件について、犯罪捜査の

ための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）
第25条第4項
第26条第4項
の規定により、下記の記録

媒体を提出します。

記

1 記録媒体の種類及び数量

2 各記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分

3 法第26条第1項の規定により記録をした記録媒体があるときは、その旨

(注意)

1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

2 不用の文字は、横線で消すこと。

別記様式第2号（第21条第1項関係）

※	年	第	号
---	---	---	---

その1

傍受実施状況書（甲）

年月日

地方裁判所
裁判官 殿警察
司法警察員

被疑者 傍受令状を に対する 被疑事件につき、本職は、
 ます。 に示して、下記のとおり傍受の実施をしたので、本書面を提出します。

記

- 1 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
- 2 被疑者の氏名
- 3 傍受の実施をした者の官公職氏名
- 4 傍受の実施の対象とされた通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第20条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の一時的保存並びに法第21条第1項の規定による暗号化信号の復号を行った通信管理者等の氏名及び職業
- 7 再生の実施をした者の官公職氏名
- 8 法第13条第1項の規定又は法第21条第1項において準用する法第13条第1項の規定による立会人の氏名及び職業
- 9 法第13条第2項の規定又は法第21条第1項において準用する法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見
- 10 法第15条に規定する通信については、各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
- 11 法第14条第2項の規定により傍受をした通信又は法第21条第4項の規定により再生をした通信について法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。

その2

(注意) 傍受の実施のうち法第20条第1項又は第23条第1項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その3

記録媒体の番号		第 号			
通話 番号	通話の開始及び 終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び 終了の年月日時	傍受の根拠 となつた 条項	通信の当事者の 氏名その他その 特定に資する事項	記録媒体中の記 録箇所を特定す るに足りる事項
			3①・14① 14②・15		

- (注意) 1 傍受の実施のうち法第20条第1項又は第23条第1項の規定によるもの以外のものについて記載し、当該傍受の実施をしなかつた場合は、全体に斜線を引くこと。
- 2 傍受の根拠となつた条項欄において、「3①」は法第3条第1項を、「14①」は法第14条第1項を、「14②」は法第14条第2項を、「15」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その4

指定期間の開始の年月日時		傍受の実施の開始又は再開の年月日時		傍受の実施をしている間の通話の開始年月日時		復号をされた暗号化信号、復号をされる前に消去された暗号化信号又はそれら以外の暗号化信号の別		その他対応する部分を特定するに足りる事項
開始	年月日午 時 分	開始	年月日午 時 分	開始	年月日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		
開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	開始	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> 復号をされた暗号化信号	<input type="checkbox"/> 復号をされる前に消去された暗号化信号	
終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	終了	月 日午 時 分	<input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号		

- (注意) 1 法第20条第1項の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
 2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

その5

再生の実施の開始又は再開の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時	封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
再生の実施の中止又は終了の年月日時		記録媒体を取り外した年月日時	
年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分	年 月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	

(注意) 法第21条第1項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その 6

記録媒体の番号	第 号	再生をした通信の開始及び 終了の年月日時	再生の根拠 となつた 条項	通信の当事者の 氏名その他その 特定に資する事項	記録媒体中の記 録箇所を特定す るに足りる事項
通話 番号	通話の開始及び 終了の年月日時	再生をした通信の開始及び 終了の年月日時	21③該・21③ 21④・21⑤		
			21③該・21③ 21④・21⑤		

- (注意) 1 法第21条第1項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかつた場合は、全体に斜線を引くこと。
- 2 再生の根拠となった条項欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第21条第3項を、「21③」は傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信の場合における法第21条第3項を、「21④」は法第21条第4項を、「21⑤」は法第21条第5項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

別記様式第3号（第21条第2項関係）

※ 年 第 号

その1

傍受実施状況書(乙)

年月日

地方裁判所
裁判官 殿警察
司法警察員

被疑者 傍受令状を に対する 被疑事件につき、本職は、
 ます。 示して、下記のとおり傍受の実施をしたので、本書面を提出しま

記

- 1 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
- 2 被疑者の氏名
- 3 傍受の実施をした者の官公職氏名
- 4 傍受の実施の対象とされた通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第23条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業
- 7 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項
- 8 再生の実施をした者の官公職氏名
- 9 法第15条に規定する通信については、各通信を特定するに足りる事項ごとに、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
- 10 法第14条第2項の規定により傍受をした通信又は法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第4項の規定により再生をした通信について法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。

その2

(注意) 法第23条第1項第1号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかつた場合は、全体に斜線を引くこと。

その3

記録媒体の番号		第 号			
通話 番号	通話の開始及び 終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び 終了の年月日時	傍受の根拠 となつた 条項	通信の当事者の 氏名その他その 特定に資する事項	記録媒体中の記 録箇所を特定す るに足りる事項
			3①・14① 14②・15		

(注意) 1 法第23条第1項第1号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかつた場合は、全体に斜線を引くこと。

2 傍受の根拠となつた条項欄において、「3①」は法第3条第1項を、「14①」は法第14条第1項を、「14②」は法第14条第2項を、「15」は法第15条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

その4

傍受の実施の開始又は再開の年月日時		傍受の実施をしている間の通話の開始年月日時		復号をした暗号化信号、復号をする前に消去した暗号化信号又はそれら以外の暗号化信号の別	その他対応する部分を特定するに足りる事項
傍受の実施の中止又は終了の年月日時		傍受の実施をしている間の通話の終了年月日時			
開始	年 月　日　午　時　分	開始	年 月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月　日　午　時　分	開始	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月　日　午　時　分	開始	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月　日　午　時　分	開始	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月　日　午　時　分	開始	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月　日　午　時　分	開始	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月　日　午　時　分	開始	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
開始	月　日　午　時　分	開始	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	
終了	月　日　午　時　分	終了	月　日　午　時　分	<input type="checkbox"/> 復号をした暗号化信号 <input type="checkbox"/> 復号をする前に消去した暗号化信号 <input type="checkbox"/> それら以外の暗号化信号	

- (注意) 1 法第23条第1項第2号の規定による傍受の実施について記載し、当該傍受の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
- 2 印のある欄については、該当の内にレ印を付すこと。

その5

再 生 の 実 施 の 開 始 又 は 再 開 の 年 月 日 時	記録媒 体の番 号	記 録 媒 体 を 装 着 し た 年 月 日
再 生 の 実 施 の 中 断 又 は 終 了 の 年 月 日 時		記 録 媒 体 を 取 り 外 し た 年 月 日
年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分

(注意) 法第23条第4項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。

その 6

記録媒体の番号		第 号			
通話番号	通話の開始及び終了の年月日時	再生をした通信の開始及び終了の年月日時	再 生 の 根 抠 と な つ た 条 項	通 信 の 当 事 者 の 氏 名 そ の 他 そ の 特 定 に 資 す る 事 項	記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
			21③該・21③ 21④・21⑤		

- (注意) 1 法第23条第4項の規定による再生の実施について記載し、当該再生の実施をしなかった場合は、全体に斜線を引くこと。
- 2 再生の根拠となった条項欄において、「21③該」は傍受すべき通信に該当する通信の場合における法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第3項を、「21③」は傍受すべき通信に該当するかどうかでない通信の場合における法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第4項を、「21④」は法第23条第4項の規定によりその例によることとされる法第21条第5項をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号（* 1）

通信の傍受又は再生の処分の取消決定

主 文

司法警察員が別紙記載 1 の傍受令状に基づき傍受をし、又は再生をした（* 2）

別紙記載 2 の通信に対する通信の傍受又は再生（* 2）の処分を取り消す。

司法警察員及び検察官に対し、その保管する傍受記録（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 32 条 6 項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。）並びにその複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面のうち、別紙記載 2 及び 3 の通信の記録の消去を命ずる。

理 由

別紙記載 2 の通信は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 15 条に規定する通信に該当しないと認められ、同法 29 条 3 項各号又は 4 項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないと認められるので、同法 27 条 3 項（* 2）、33 条 3 項により、主文のとおり決定する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ 地 方 裁 判 所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

* 1 傍受令状の令状請求事件番号を記載する。

* 2 取消しの対象となる通信により記載を変更する。

別紙

1 傍受令状

2 傍受をし、又は再生をした通信

- (1) 年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(2) 通信の当事者 被疑者
〇〇 (〇〇〇〇-〇〇〇〇の電話)
(3) 通信の時間 〇時〇分〇秒から〇時〇分〇秒まで

3 2記載の通信と同一の通話の機会に行われた通信

- (1) 年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 通信の当事者 被疑者
〇〇 (〇〇〇〇-〇〇〇〇〇の電話)

(3) 通信の時間 ① 〇時〇分〇秒から〇時〇分〇秒まで
② 〇時〇分〇秒から〇時〇分〇秒まで
③ 〇時〇分〇秒から〇時〇分〇秒まで

※ 年 第 号

他 犯 罪 通 信 該 当 書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件について、 年 月 日 地方裁判所

裁判官 に対し、傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項の規定により傍受をした通信又は法第21条第4項（法第23条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により再生をした通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めるに至ったので、本書面を提出します。

記

1 当該通信の開始及び終了の年月日時分

2 当該通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

3 当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が法第15条に規定する通信に該当すると認めた理由

(注意) ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

※ 年 第 号

通 信 記 錄 消 去 通 知 書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者（被告人）

月 日

に対する

地方裁判所

被 事件について、

年

裁判官

に対し、

傍受実施状況書 を提出しましたが、その後、下記のとおり、傍受記録から通信の記録を消去したので、通知します。

記

1 その記録が消去された傍受記録

別添傍受記録作成調書の写しに係る傍受記録

2 消去した年月日時

3 消去した部分

4 消去事由

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第27条第3項又は第28条第3項において準用する法第33条第3項の規定による命令により消去

法第29条第5項の規定により消去

法第33条第3項の規定による命令により消去

法第33条第4項の規定により消去

(注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

2 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

※ 年 第 号

通信当事者に対する通知に関する通知書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

) 司法警察員

被疑者（被告人） に対する 被 事件について、

本職は、 年 月 日、別添傍受通知書の写しのとおり、傍受記録

に記録されている通信の当事者に通知したので、通知します。

- (注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

※ 年 第 号

通 知 期 間 延 長 請 求 書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者（被告人）に対する
 り傍受記録に記録されている通信の当事者
 らない期間の延長を請求する。

記

1 傍受の実施を終了した年月日

年 月 日

2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第30条第2項本文に規定する期間が経過した後に、通信の当事者が特定され、又はその所在が明らかになった場合は、その旨、及び通信の当事者が特定され、又はその所在が明らかになった年月日

3 前に延長された期間

始期	年	月	日
終期	年	月	日 (日間)

4 延長を求める期間

始期	年	月	日
終期	年	月	日 (日間)

5 通知によって捜査が妨げられるおそれがあることを認めるべき事由

- (注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
 2 不用の文字は、横線で消すこと。

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号

通 知 期 間 延 長 決 定

被疑者〇〇〇〇に対する

被疑事件

について、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地方裁判所裁判官が発付した傍受令状に基づき司法警察員がした通信の傍受の処分に関し、司法警察員から、令和〇〇年〇〇月〇〇日、傍受記録に記録されている通信の当事者〇〇〇〇に対し犯罪捜査のための通信傍受に関する法律30条1項に基づく通知を発しなければならない期間の延長の請求があったので、当裁判所は、捜査が妨げられるおそれがあると認め、同法30条2項ただし書を適用して、次のとおり決定する。

主 文

通信の当事者〇〇〇〇に対し通知を発しなければならない期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日まで延長する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

裁 判 官

〇〇〇〇〇〇

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号

通知期間延長請求却下決定

被疑者〇〇〇〇に対する

被疑事件

について、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地方裁判所裁判官が発付した傍受令状に基づき司法警察員がした通信の傍受の処分に関し、司法警察員から、令和〇〇年〇〇月〇〇日、通信の当事者〇〇〇〇に対する犯罪捜査のための通信傍受に関する法律30条1項に基づく通知を発しなければならない期間の延長の請求があったが、捜査が妨げられるおそれがあるとは認められないので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を却下する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

裁判官 〇〇〇〇〇〇

※ 年 第 号

傍受の原記録聴取等請求書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

警察

司法警察員

被疑者（被告人）

に対する

被事件について、下記のとおり

聽取

年 月 日提出した傍受の原記録の閲

覧をすることの許可を請求する。

複製の作成

記

1 聽取、閲覧又は複製の作成を求める部分を特定するに足りる事項

2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第32条第3項に規定する聽取、閲覧又は複製の作成の理由が存在すると認められる事由

- (注意) 1 ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。
2 不用の文字は、横線で消すこと。

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号

傍受の原記録聴取許可決定

住 所 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

請 求 者 ○ ○ ○ ○

上記の者から令和〇〇年〇〇月〇〇日傍受の原記録の聴取の請求があつたので、当裁判所は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律32条1項により、次のとおり決定する。

主 文

請求者に対し、別紙記載の傍受の原記録のうち、別紙記載の通信に相当する部分を聴取することを許可する。

傍受の原記録の聴取は、令和〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇分から〇時〇分までの間の〇〇分間、〇〇地方裁判所〇階〇〇室において行う。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

別紙

	傍受の原記録	通 信
1	令和〇〇年（む）第 〇〇〇〇号の符号8	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
2	同号の符号8	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
3	同号の符号9	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
4	同号の符号12	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
5	同号の符号13	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信
6	同号の符号15	令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分〇〇秒から 〇〇時〇〇分〇〇秒までの通信

令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号

傍受の原記録聴取許可請求却下決定

住 所 ○〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

請 求 者 ○ ○ ○ ○

上記の者から令和〇〇年〇〇月〇〇日傍受の原記録の聴取許可の請求があつたが、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律32条1項に定める要件があるとは認められないので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を却下する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ 地 方 裁 判 所

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

様式第35号（通信傍受規則第17条
規程第29条）

裁判所 年()第 号

傍受の原記録の保管に関する通知書

年 月 日

地方裁判所

裁判官 殿

地方検察庁

検察官 檢事

被疑者 に対する 被疑事件に係る
通信傍受法 第25条第4項 の記録媒体は、 年 月 日から
年 月 日までの間に、 地方裁判所 裁判官に提出し
たところですが、 年 月 日、 下記のとおり、 通信傍受規則第17条
に規定する事由が生じたので、 通知します。

記

1 通信傍受規則第17条に規定する事由

2 事件の特定に関する事項

(1) 被疑者（被告人）の氏名

(2) 罪名及び罰条

(3) 公訴事実、罪となるべき事実又は刑事訴訟法第262条第1項の請求に係る
事実

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。
「通信傍受規則」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則」をいう。

(注意) 被疑者とは、傍受を実施した時点における被疑者をいう。

(用紙 日本工業規格A4)

(別紙様式第1)

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所

原記録保管裁判官 殿

〇〇〇〇裁判所刑事第 部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

傍受の原記録の保管に関する通知書
〇〇地方裁判所令和 年(む)第 号事件に係る傍受の原記録について、下記のとおり通知します。

記

次のとおり、
通信傍受法第33条に基づく不服申立て
刑事訴訟法第419条に基づく抗告の申立て
刑事訴訟法第433条に基づく特別抗告の申立て
があった。

申立年月日	事 件 番 号	裁 判 所
・ ・		

注) 該当事項の□にレを付す。

(別紙様式第2)

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所

原記録保管裁判官 殿

〇〇〇〇裁判所刑事第 部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

傍受の原記録の保管に関する通知書

〇〇地方裁判所令和 年(月)第 号事件に係る傍受の原記録について、下記のとおり通知します。

記

次のとおり事件が終結した。

事件番号	裁判所	終結年月日	終結事由

傍受の原記録の保管期間延長決定

傍受の原記録（令和〇〇年（む）第〇〇〇〇号の符号1から30まで）の保管期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日まで延長する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ 地 方 裁 判 所

○ ○ ○ ○ ○ ○

○)

裁 判 官 ○ ○ ○ ○ ○ ○

○)